

契 第 8 6 号
技 管 第 6 2 号
経 管 第 3 1 8 号
令和6年3月11日

各位

監理技術者の専任の緩和に係る取扱いについて(通知)

福井市 財政部	契約課長
工事・会計管理部	技術管理課長
企業局 上下水道経営部	経営管理課長

建設業法第26条第3項ただし書の規定に基づき、監理技術者を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置することにより、監理技術者(以下「特例監理技術者という。」)が複数の工事を兼務することができる場合について、下記のとおりとする。

なお、本通知の適用は令和6年4月1日以降に入札公告を行った工事からとする。

記

1 対象となる建設工事(以下の要件をすべて満たすこと。)

- ・兼務する各々の設計金額(税込)が2億円以下であること。
- ・兼務できる工事は2件以内であること。
- ・兼務する工事現場が、福井市内または相互の間隔(近距離)が10km以内であること。
- ・特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること。
- ・特例監理技術者がすでに従事している工事が専任性を有する場合、その工事の発注者から兼務について承認を受けることができること。

ただし、以下に留意すること。

- ・特例監理技術者は、現場代理人との兼務はできないものとする。
- ・監理技術者補佐は、現場代理人との兼務は可とする。

なお、上記の要件に関わらず、工事規模や施工の難易度等を鑑み、設計図書等により専任が必要とされている場合には、兼務を認めない。

2 監理技術者補佐の要件(以下の要件をすべて満たすこと。)

- ・主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補の資格を有する者又は監理技術者の資格を有する者であること。
- ・専任で配置すること。
- ・受注者と直接的かつ恒常的(3ヵ月以上)の雇用関係にあること。
- ・特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ・監理技術者補佐が行う業務等について、発注者に説明できるようにすること。

3 手続き等

特例監理技術者を配置しようとする者は、契約締結時に、その他契約関係書類とともに「特例監理技術者の配置に関する届出書」を提出すること。